

別添1 清掃業務仕様

業務の実施に当たっては、医療法（昭和23年法律第205号）、建築物の衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、その他関係法令等を遵守し、適正に業務を実施すること。

1 開院前清掃業務

開院前の準備期間中は、以下の(1)から(3)までの項目に留意しながら、病院建物引渡月（7月予定）と全職員等が配置になる月（8月予定）の清掃業務内容を発注者と協議しながら、清掃業務を実施すること。

- (1) 開院準備期間中に使用されるトイレ及びその他発注者が指定する諸室について週1回程度の日常清掃を実施すること。

なお、8月1日から開院までの期間は、各階中央のトイレ（「別添2 清掃作業基準表：No. 177、178、179、297、298、299、368、369、460、461、563、564、647、648」）について、1日1回程度の日常清掃を実施すること。

- (2) 開院準備期間に後記4に準じ、床面定期清掃（ワックス掛け）を行うこと。

なお、開院準備期間は建物養生が実施されているため、清掃スケジュールについては発注者と協議の上、決定するものとする。

- (3) 開院準備期間に実施される式典（1回）の開催前に施設内の清掃を行うこと。

なお、開院スケジュール上問題が生じない場合に限り、(2)の清掃と併せて実施しても良いものとする。

2 日常清掃業務

日常清掃業務は、「別添2 清掃作業基準表」に基づき実施するが、設計の変更や備品類の配置の変更に柔軟に対応するために、随時発注者と協議の上、業務を行うこと。

- (1) 床面清掃

ア 清掃に当たり、諸室の清潔度に応じて作業区域を分類すること。

また、作業区域ごとに清掃用具は専用とし、他の区域の用具と区別するためのカラーリング等を施すこと。

イ 「別添2 清掃作業基準表」に従いごみや埃が空中に舞い上がらないように注意しながらオフロケーション方式で除塵、吸塵及び床面掃き又は拭きを行うこと。

ウ 除塵中に染みを発見した時は、簡単に取れる染みは染み抜き処置を行うこと。取れない染み又は破損箇所がある場合は、発注者に連絡すること。

- (2) 備付備品清掃

ブラインド、室内窓ガラス（外部に面している窓ガラスを除く。）、棧、棚、カウ

ンター、手すり、案内板、ドア、手の届く範囲の壁、電気スイッチ板、ドアの取手や蝶番、待合の椅子等の設備機器や備品類について、除塵又は清拭を行うこと。

(3) 衛生設備の清掃

手洗流し、便器の内外部、汚物流し、棚、棧、ガラス、鏡、壁、水道蛇口、シャワー器具、配管パイプ、排水溝、床等について、洗浄、清拭又は消毒を行う。

(4) その他

ア 廃棄物の処理

(ア) ゴミ箱の中にある廃棄物をゴミ箱のビニール袋ごと交換し、1階廃棄物置場（一般廃棄物集積室、感染性廃棄物管理室、産業廃棄物集積室）へ搬送を行う。

(イ) ゴミ箱容器が汚れている場合、必要に応じて洗浄、清拭又は消毒を行う。

イ 消耗品管理

清掃区域内の衛生消耗品（トイレットペーパー、擦式手指消毒液等）の残量を確認し、必要に応じて補給する。

(5) 部署別特記事項

ア 外構・駐車場棟・3階リハビリ庭園・7階屋上広場の清掃

(ア) 敷地内の道路、空き地、駐車場の塵芥及び植栽への給水並びに枯葉及び汚物除去を行うこと。

また、降雪時には患者等の安全性を考慮し、除雪作業を行うこと。

(イ) 側溝、排水溝の泥上げ、塵芥を行うこと。

(ウ) 3階リハビリ庭園及び7階屋上広場の窓については、美観維持のために随時清拭等を行うこと。

イ エントランスホール、エレベータホール、待合、廊下、階段等の清掃

エレベータホール、待合、廊下等の清掃を行う際は、患者や見舞客等が通行している可能性を考慮し、安全には十分に注意し清掃作業を行うこと。

また、1階エントランスホールの窓については、美観維持のために随時清拭等を行うこと。

ウ エレベータ及びエスカレータの清掃

レール、床面、壁面、手摺り、案内板等を清拭し、ステンレス等に曇りがないように仕上げること。

また、エレベータの清掃は、早朝の利用者の少ない時間帯に実施すること。

エ 病室の清掃

病院の実施する入退院患者のベッドメイクと併せて清掃及びゴミ回収を行うようにスケジュールを調整すること。入退院のない病室においても患者に迷惑がかからないように考慮すること。

オ 窓の結露発生時の処理について

外部に接する窓等に結露が発生した場合に病院運営に支障を来さないように随時処理を行うこと。

3 随時清掃業務

「別添2 清掃作業基準表」に基づいて清掃作業を行うが、手術室における術間清掃、患者の処置等によって床面、棧、備品が汚れている状況を発見した場合や、衛生設備等の汚れが著しい場合はすみやかに清掃を行い、汚れを除去する。

4 定期清掃業務

(1) 床面清掃

「別添2 清掃作業基準表」に基づきソフトフロア（カーペット等）の床面の定期清掃及びハードフロアの床面の剥離洗浄及びワックス塗布等を行う。

(2) 高所清掃

年1回の頻度で高所（ドアの上部、棧、壁面の上部、照明、カーテンレール、ロッカー等什器類の上部等）の除塵清掃を行う。

(3) 窓ガラス清掃

「別添3 窓ガラス清掃作業基準表」に示す窓ガラスについて、年2回の頻度で外装及び内装窓ガラスの両面を石鹼水又は薬剤をもって拭き、スクイジー等により仕上げを行うこと。

(4) 防虫及び防鼠

ア 6か月以内ごとに1回、害虫等の発生場所、生息場所、進入経路及び被害の状況について統一的に調査を実施し、害虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。

イ 害虫発生時においては防除及び駆除を行うこと。

5 清掃業務実施に当たっての留意事項

(1) 感染防止対策

ア 感染性廃棄物を受注者の定める感染対策マニュアルに従い、適切に処理する。

また、廃棄物を回収する際は、注射針、点滴セットの静脈針等やアンプル類に細心の注意を払って作業を行うこと。

イ 清掃箇所毎に擦式手指消毒薬を用いて手指消毒を行うこと。

ウ 感染症患者の病室は、感染症の排菌レベルによって、入室方法、廃棄物の取扱方法等が異なってくるため、別途病院の定める基準に従い清掃作業を行うこと。

エ 特に院内感染防止対策を必要とする場合は、病院の指定する方法により各室の消毒を実施すること。

(2) 清掃用具類（清掃カート等）について

ア 清掃用具類は、患者に対する臭気対策（蓋付きカート等）、騒音対策（キャスターが静かなカート、音の静かな掃除機の利用等）を考慮の上、選定すること。

イ 使用中でない清掃用具類は、所定場所に収納し、患者の目に触れる場所に置かな

いこと。

ウ 清掃用具類を定期的に清拭し、清掃用具類の清潔維持に努めること。

(3) その他

ア 清掃作業時に動かした備品類は作業終了後、もとの状態に戻すこと。

イ 防火扉の前や防火シャッターの下には何も置かないようにし、置いてあれば移動させるか、発注者まで連絡する。

ウ 卓上に精密機器等が設置されている諸室（検体検査室等）では、原則として卓上清掃を免除するものとするが、清掃可否を個別に発注者と協議し、対応すること。

エ 常に業務内容の見直しを行い業務改善に努めること。